

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2018年12月

本年も格別のご厚情を賜り、誠に有難うございました。
年末に向けて、益々お忙しくなることと存じますが、
お身体に気をつけて、良いお年をお迎えください。

カナダ 改正商標法施行

カナダにおいて、商標法の改正が行われ、2019年6月17日に施行されることになりました。

改正商標法の主な改正点は次の通りです。

1. 出願書類の簡素化 - 使用開始日、外国における使用および登録についての情報は不要になります。
2. 使用宣誓書の提出は不要 - 改正法施行後の新規出願のほか、係属中の出願にも適用されます。
3. 商標の定義拡大 - 出所表示機能を有するものであれば、次の新しいタイプの商標等も保護対象になります。

色彩商標、ホログラム商標、動き商標、音商標、匂い商標、味商標、触覚商標

4. 分割制度の導入
5. 存続期間の短縮 - 15年から10年に短縮されます。なお、現在登録済みの商標については15年の存続期間が与えられます。
6. マドリッド議定書（マドプロ）への加盟（2019年初めの予定）
7. 登録料の廃止
8. ニース分類の採用 - これまでは、分類（例：第9類）の制度がありませんでしたが、改正法施行後は、分類を指定する必要があります。
9. 改正法施行後は、分類毎に出願手数料、更新手数料が発生します。

上記の内容についてご質問等ございましたらお気軽にお尋ねください。

以上